

# 学力に関する証明書・基礎資格証明書 申込用紙

学籍番号 科目等履修生番号 (すべて記入)		申込日	20 年 月 日		
※学籍番号等が 不明の場合	西暦 年 学科 入学 [一部・二部・昼間主・夜間主]	生年月日	西暦 年 月 日		
	西暦 年 月 [卒業・修了・退学・除籍]	日中の連絡先	TEL:	—	—
フリガナ		現住所	〒	—	
氏名(在籍時)					
現姓 ※在籍時と異なる場合					

\*以下は別紙【「学力に関する証明書」・「基礎資格証明書」Q & A】をご一読のうえでご記入ください。

証明書の使用目的	証明書の提出先	取得予定免許状
<input type="checkbox"/> 教委への免許状申請	( )教育委員会	
<input type="checkbox"/> 他大学で不足単位履修	( )大学	
<input type="checkbox"/> その他:( )		

## お申し込みになる証明書の種類と通数

学力に関する 証明書 ※所要日数:7日	幼稚園	通
	小学校	通
	中学校	英語 通
		フランス語 通
		社会 通
	高等学校	英語 通
		フランス語 通
		地理歴史 通
		公民 通
		商業 通
		情報 通
	特別支援学校	通
基礎資格証明書 ※所要日数:3日		通

※所要日数は土日祝日を除きます。起算日は申込書の到着日となります。

## 本学に対し、同様の証明書を 申し込んだ経験

ある( 年 月頃)  
ない

## 適用法令

新法・旧法

## 免許状の種別

専修・一種・  
その他( )

## 厳封の要否

不要・必要

## ◆その他特記事項

--

## \*郵送でお申込みされる方へ

本用紙と下記2点を同封のうえでお申込みください。

同封物①:返信郵送料相当分の切手 ※返信用封筒は不要です。

同封物②:本人確認書類の写し ※証明書作成後、処分いたします。

宛先: 〒108-8636 明治学院大学 学務教職課 教職担当

【教務部 使用欄】					
本人確認書類: (在籍者)学生証・履修生証 (非在籍者)運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・他( )	着	作	確	送	締
	/	/	/	/	/

# 「学力に関する証明書」・「基礎資格証明書」Q&A

【申請書を記入する前にご一読ください】

教育職員免許状（以下「免許状」と呼びます。）を取得するにあたって必要となる単位数を、関係法規に定められる区分に則り集計した証明書を「学力に関する証明書」・「基礎資格証明書」と呼びます。これらの証明書において、よくいただく質問とその回答をまとめました。

## 【証明書の特徴】

**Q 「基礎資格証明書」は何を証明する証明書ですか？**

**A 在学期間、学位および『文部科学省令で定める科目』の修得単位を証明します。**

なお、『文部科学省令で定める科目』は「日本国憲法」・「体育」・「外国語コミュニケーション」・「情報機器の操作」の4区分からなります。

**Q 「学力に関する証明書」は何を証明する証明書ですか？**

**A 基礎資格証明書の証明範囲に加えて、ある1つの免許状についての『教職に関する科目』、『教科に関する科目』、『教科又は教職に関する科目』の修得単位を証明します。**

なお、「学力に関する証明書」は1つの免許状について限定された証明書です（例：小学校用、中学校英語用、高等学校公用、など）。複数の免許状について取得単位を証明するためにはそれぞれの免許状についての「学力に関する証明書」が必要になります。

## 【証明書の用途】

**Q 「基礎資格証明書」や「学力に関する証明書」はどんなときに必要になりますか？**

**A 主な例としては①現時点で免許状取得要件を満たしており、教育委員会に免許状の申請を行う場合と、②現在は取得要件を満たしておらず、他大学等で不足単位を修得する場合があります。提出先は①が都道府県教育委員会、②が他大学等です。**

## 【発行可能な証明書の種類】

**Q どの証明書を申し込みれば良いのですか？**

**A 「学力に関する証明書」は原則として、在学期に所属学科で取得可能であった免許状（課程認定のある免許状）についてのみ発行可能とさせていただきます。**

進学先の大学等で、本学在学期に課程認定の無かった免許状を取得される場合は、「基礎資格証明書」または所属学科で課程認定のある免許状についての「学力に関する証明書」をお求めいただき、提出先にて免許状取得に有効な単位を読み取っていただきます。

お求めいただく証明書は原則として下記の様になります。なお、提出先により必要書類が異なる場合がありますので、必要な証明書を事前に提出先に確認してください。

必要な証明	お求めいただく証明書
課程認定のある免許状について	その免許状についての 「学力に関する証明書」（免許状ごとに1通）
課程認定のある免許状と 同じ学校種で別の教科について	課程認定のある免許状についての 「学力に関する証明書」（学校種ごとに1通）
課程認定のある免許状と別の学校種について	「基礎資格証明書」（1通）

※ここで言う「学校種」とは、小学校・中学校・高等学校などの分類を意味します。

※ここで言う「教科」とは、中学校・高等学校の免許状にのみ存在する分類で、英語・社会・公民などの分類を意味します。

**Q 提出先から『単位の流用』をすると言われたのですが、どの証明書が必要ですか？**

**A 提出先の指示により教育職員免許法別表第1にもとづき、異なる学校種間の単位を使用する場合は、申込用紙の「その他特記事項」に『単位の流用』と記入したうえで、課程認定のある免許状についての「学力に関する証明書」（1通）をお求めください。**

## 【適用法令】

### Q 新法・旧法とは何ですか？

A 教育職員免許法は2019年に改正されており、それを境に新法（現行法）・旧法と区別して呼び、これに応じて証明書の内容が異なります。それぞれの区分は以下のようになります。

呼称	適用年	本学における対象者
新法	2019年（平成31年）以降	2019年度以降入学生
旧法	1998年（平成10年）以降	2000年度以降入学生
	1988年（昭和63年）以降	1990年度～1999年度入学生
	それ以前	1989年度以前入学生

ただし適用法令は本学入学年度だけでなく、他大学等での単位修得状況などによっても変わりますので、事前に提出先に確認してください。

原則として、最後に単位修得した大学等における適用法令すべての単位を証明することになるので、在籍時に旧法適用がされていた方でも、今後、他大学等で不足単位を修得する場合は「新法」になることがほとんどです。「旧法」での証明が必要になる場合の主な例としては、在学中に免許状取得に必要な単位を全て修得済みであるが、何らかの事情で免許状を教育委員会に未申請の状態である等が挙げられます。

申込用紙に特に記載がなければ新法と判断させていただきます。

## 【証明書の書式】

### Q 「学力に関する証明書」を提出先大学や教育委員会の所定書式で作成してもらえますか？

A 証明書は原則として、本学書式にて発行させていただきます。

提出先が所定用紙を用意している場合は、**本学書式の証明書では受付不可であれば、提出先の所定用紙にて対応いたしますので、事前に提出先に確認してください。**確認の結果「本学書式では受付不可」の場合は、提出先の所定用紙を添えてお申し込みください。

なお、玉川大学・明星大学・日本大学については「本学書式で受付可」であると確認が取れていますので、**先方の所定用紙は不要**です。

## 【免許状の授与証明書】

### Q 免許状を所有していることを証明する「授与証明書」を発行してもらえますか？

A 大学は、免許状取得についての証明を行うことはできません。免許状授与件者である発行元の教育委員会に免許状授与証明書をお求めください。

なお、在学時に本学を通じて免許状を申請した場合の授与権者は、下記の様になります。

所属	授与権者
国際学科生	神奈川県教育委員会
国際学科以外の学科生 大学院生・聴講生・科目等履修生	東京都教育委員会

**お問い合わせ：明治学院大学 教務部 学務教職課 教職担当**  
**TEL:03-5421-5149、FAX:03-5421-5142**